

京都市告示 372 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年11月1日から平成18年3月31日まで、社会福祉法人京都障害児福祉協会を京都市公金収納受託者とし、京都市児童福祉センターに係る公金徴収事務を委託します

平成17年10月31日

京都市長 梶本 頼兼  
(児童福祉センター総務課)